

令和6年広審第35号

裁 決
漁船A護岸衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和6年6月15日04時49分

島根県浜田港

2 船舶 of 要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 14トン

登 録 長 18.07メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 691キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室の右舷側に舵輪及び機関操縦レバー、操舵室の前部にレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ備えた、あなごかご漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか3人が乗り組み、操業の目的で、船首1.0メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、令和6年6月14日14時00分浜田港を発し、同港北西方約10海里沖合の漁場に向かった。

a受審人は、16時00分目的の漁場に到着して操業を行った後、翌15日03時45分操業を終えて同漁場を発進し、帰途に就いた。

ところで、Aの操業形態は、14時に出港して漁場に到着後、1時間30分かけてかごを取り付けた漁具を海底に投入し、3時間錨泊待機後、同漁具を約7時間かけて揚収し、翌日05時頃入港するものであった。

また、a受審人は、入港後から出港までの間に、自室で1日6時間の休息をとることができたものの、3日間の連日の操業で疲労が蓄積していた。

a受審人は、発進時から単独で船橋当直に就き、甲板員3人は船室で休息させ、レーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させて、舵輪後方の背もたれ付椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、03時49分浜田漁港馬島防波堤東灯台から321度（真方位、以下同じ。）9.60海里の地点で、針路を140度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,100にかけ、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

04時40分a受審人は、浜田漁港馬島防波堤東灯台から323度1.19海里の地点に達したとき、連日の操業で疲労が蓄積していた上、海上が平穏で、周囲に他船を認めなかったことから気が緩み、眠

気を催したが、間もなく入港するので、それまで眠気を我慢できるものと思い、休息中の甲板員を呼んで2人で当直に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

a 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、転針予定地点を通過して浜田港の瀬戸ヶ島北護岸に向首続航し、04時49分浜田漁港馬島防波堤東灯台から130度580メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同護岸に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、常用薄明の始めは04時28分、日出時刻は04時58分であった。

衝突の結果、球状船首、船首部外板等に破口を伴う擦過傷等を生じたが、後に修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件護岸衝突は、日出前の薄明時、浜田港北西方沖合において、同港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、浜田港の瀬戸ヶ島北護岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、日出前の薄明時、浜田港北西方沖合において、単独で船橋当直に就き、同港に向けて帰航中、連日の操業で疲労が蓄積していた上、海上が平穏で、周囲に他船を認めなかったことから気が緩み、眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、休息中の甲板員を呼んで2人で当直に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、間もなく入港するので、それまで眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、浜田港の瀬戸ヶ島北護岸に向首進行して同護岸への衝突を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿